議第20号

字の区域の変更について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法第 54 条第 4 項の規定による県営経営体育成基盤整備事業中郷地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊 岡 武 士

別紙

1 大字梅名に編入する区域

大字安久62の1の一部、62の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに大字梅名298の4、299の2に隣接する水路である公有地の一部

2 大字御園に編入する区域

大字安久600の一部、606の一部、608の一部、609の1の一部、610の1の一部、610の3の一部、611の一部、612の一部、613の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

3 大字安久に編入する区域

大字御園3の一部、9の2の一部、10の2の一部、大字塚本字西折上948の10、948の14、948の16、948の33から948の43まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに大字御園655の3、655の8に隣接する水路である公有地の全部、大字安久607に隣接する水路である公有地の全部

上記地番は、平成25年1月8日現在の登記簿による。